

事務所:

台灣10409台北市南京東路二段125号

偉成大樓7階

Tel: 886-2-2507-2811 • Fax: 886-2-2508-3711

E-mail: [tiplo@tiplo.com.tw](mailto:tiplo@tiplo.com.tw)

Website: [www.tiplo.com.tw](http://www.tiplo.com.tw)

東京連絡所:

東京都新宿区新宿2-13-11

ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号

Tel: 81-3-3354-3033 • Fax: 81-3-3354-3010

記事提供：TIPLO Attorneys-at-Law 台湾国際專利法律事務所

© 2016 TIPLO, All Rights Reserved.

## TIPLO News

2016年9月号(J205)

このニュースメールは、知的財産分野を中心に、台湾の法律情報等を様々な角度から取り上げ、日本語と英語の両方で月に一回お届けしています。

台湾知的財産事情に対する理解を深め、新着情報をいち早くキャッチするための道具として、このニュースメールだけでなく、特許・商標・著作権等に関するあらゆる情報を完全網羅し、関連法制の改正から運用実務まで徹底解説する当所サイト <http://www.tiplo.com.tw> もぜひご利用ください。

### 今月のトピックス

- 01 行政院が専利法一部条文改正案を可決、新規性喪失例外の猶予期間適用を拡大
- 02 キーワード広告の権利侵害訴訟で幸福空間会社が勝訴
- 03 行政院が著作権法一部条文改正案を可決、非親告罪の範囲を大幅に調整
- 04 三立電視の番組伝送信号を無断で受信、ホテル業者への賠償命令判決が確定
- 05 民事訴訟事件の電子ファイリング（オンライン提訴）システムが正式に始動
- 06 經濟部訪米で協力覚書4件の調印に成功、台米産業協力を拡大
- 07 行政院が薬事法改正案を可決、薬品特許リンケージ制度確立を新設

### 台湾知的財産権関連判決例

- 01 実用新案権関連  
実用新案の出願権不存在確認訴訟の提起における法律上の利益
- 02 商標権関連  
中国ネットショッピングを誤信 女性がネットで模倣品を再販売し、訴えられる

## 今月のトピックス

J160805Y1

J160804Y1

### 01 行政院が専利法一部条文改正案を可決、新規性喪失例外の猶予期間適用を拡大

2016年8月4日行政院會議は經濟部知的財産局が提出していた「専利法」一部条文改正案を可決した（訳注：「専利」は發明特許、實用新案、意匠を含む）。今回の改正案は主にわが国の法制を環太平洋戰略的經濟連携協定（略称 TPP）の規定に適合させ、TPP 参加に対する決意と努力を示すことを目標としている。本改正案の立法手続きが完了すれば、専利による研究開發成果の保護促進や、わが国の TPP 第 2 次拡大交渉への参加推進にプラスとなる。

今回の専利法改正の重点は以下のとおり。

- 一. 出願人が専利の出願前にその技術を公開したとき、猶予期間（グレースペリオド）と呼ばれる特定の期間内に専利を出願すると、出願前になされた公開は専利の要件判断に影響しない。今回の改正では猶予期間を延長するとともに、公開事由を緩和している。さらに産業界のニーズに応じて、出願時における猶予期間主張の手続き要件を削除する。
- 二. 専利権の存続期間は出願日から起算されるが、出願人は許可公告されてからでないと権利を取得できない。専利審査過程における不合理な遅延により、専利権者が権利を行使できる期間が短くなることを避けるため、今回の改正では、審査遅延を事由とする専利権期間の延長申請制度を導入する。今後、出願案件の審査が不合理に遅延したとき、専利権者は権利存続期間の延長を申請できるようになる。
- 三. 薬事法の改正で特許リンケージ制度が導入されたことに対応し、後発医薬品の医薬品許可証（承認）審査手続きにおいて、新薬（先発医薬品）特許権者は提訴をもって権利侵害争議の法源の有無を明らかにすることができる。

また、猶予期間延長に係る要件の改正（上記「一.」）が、出願人自らの研究成果に対する専利による保護取得に役立ち、産業に有利なることを考慮して、知的財産局は法改正が可決された後すぐに施行されることを希望している。その他の条文改正（上記「二.」及び「三.」）については、行政院が TPP 交渉や関連作業の進展の状況をみながら改めて施行日を定めることにしている。（2016年8月）

J160819Y2

J160819Y4

### 02 キーワード広告の権利侵害訴訟で幸福空間会社が勝訴

幸福空間有限公司（Gorgeous Space Co.Ltd.、以下「幸福空間公司」）が所有する「幸福空間」商標は 2007 年正式に登録された商標であり、2014 年には知的財産局から著名商標に認定されている。同社は 2011 年、Google 検索サイトにおいて「幸福空間」をキーワードとして検索すると、表示される最初のページに同社の公式サイトはなく、逆に「キーワード広告」を購入したその他の企業で占められていることを発見した。幸福空間公司は Google 台湾法人（中国名：美商科高国際有限公司台湾分公司）がその商標権を侵害していると判断し、2 回に渡り内容証明郵便を送付し、Google に「幸福空間」キーワードと関連する広告のリンクを削除するよう要求したが、Google はこれを取り合わなかったため、知的財産裁判所に訴訟を提起した。

知的財産裁判所は二審判決で以下のように指摘している。Google は広告会社を通じてキーワード広告を幸福空間会社の競合相手である禾〇公司等に販売しており、その際に中国語「幸福空間」をキーワードに入れるよう広告主に提案書で提案し、「幸福空間」を検索する消費者が競合相手のサイトにリンクするよう誤導を目論んだ。しかしながら、これら広告主サイトのコンテンツには「幸福空間」商標を使用しておらず、関連する文字の使用もすべて記述的使用であり、商標として使用していない。さらにいずれもその企業名等の識別可能な標示があるため、関連の消費者に誤認混同を生じさせることはなく、Google に商標法違反の行為があったとは認めがたい。

一方で、広告主である禾〇公司等の室内設計業者が「幸福空間」のキーワード広告を購入したことは、明らかに「幸福空間」商標の知名度を利用し、幸福空間公司の潜在的顧客に広告主

のサイトを観覧するよう導いて、広告主の取引チャンスを拡大しようとするものである。Google と禾○公司等の広告主がキーワード広告の手段を以って著名商標「幸福空間」の知名度にただ乗りする行為には、幸福空間会社が潜在的顧客との取引を失うおそれがあり、改正前公平交易法第 24 条（現行第 25 条）に定める不正競争行為を構成している。ただし、幸福空間会社はその損害額を証明できないため、Google が販売した「幸福空間」キーワード広告収入で損害額を推算し、Google にその 3 倍の金額である計 6 万 7146 新台幣ドルを賠償するとともに、「幸福空間」商標をキーワード広告としないように命じる判決を下した。

Google は二審判決を不服として上告したが、最高裁判所は原審判決を維持して、Google の上告を却下した。（2016 年 8 月）

J160812Y3

J160811Y3

### 03 行政院が著作権法一部条文改正案を可決、非親告罪の範囲を大幅に調整

經濟部知的財産局によると、2016 年 8 月 11 日行政院会議において「著作権法」一部条文改正案及び第 98 条改正案が可決されたという。今回、著作権法第 98 条改正案が提出されたのには以下の理由がある。「中華民國刑法」及び「中華民國刑法施行法」一部条文改正案が 2016 年 7 月 1 日から施行され、施行日前に制定された其他法令の没収、追徴、追納、補償に関する規定は今後適用されなくなる。しかし現行著作権法第 98 条ただし書には「光ディスク公訴罪」違反の物（例えば海賊版光ディスクや複製のための機材）を没収してもよいと規定されているが、刑法の新制度（第 38 条）の適用に回帰すると、それが犯罪行為者の所有物でなければ、法執行機関はそれが正当な理由なくして提供された又は取得したものであることを証明する必要があり、それによって始めて裁判所に没収を請求することができるため、法執行機関の立証及び認定手続きの負担が増え、立証が困難な海賊版は再び市場で流通し、著作権を侵害し続ける可能性がある。よって「光ディスク公訴罪」違反により没収できる物は、著作権法の特別規定によって職権で没収してもよく、これにより保護を強化し、刑法の適用を排除できるようにする。

さらにわが国の法制を環太平洋戦略的経済連携協定（略称 TPP）の規定に適合させるため、対応する一部条文について改正案が提出された。

今回の著作権法改正の重点は次のとおりである。

- 一、営利を意図して又は営業を行うために使用し、コピーガード措置保護規定に違反したものに対しては刑罰を科す。例えば企業が合法のソフトウェアを購入せずに、違法ソフトウェアをインストールしシリアルナンバーを入力して使用する行為である。また電子的権利管理情報規定に違反する刑事責任についても、その構成要件をコピーガード保護規定違反とすり合わせたいうえで一致させる。（改正条文第 96 条ノ 1）
- 二、著作権侵害の非親告罪の範囲を調整する（改正条文第 91 条、第 91 条ノ 1 及び第 100 条）
  - （一）法改正後、著作権法第 91 条第 2 項規定の販売若しくは貸与を意図して複製する行為、第 91 条ノ 1 第 2 項規定の営利を意図して複製物を頒布する行為について、その複製物がデジタルフォーマットであるときは非親告罪とするとともに、デジタル技術の発展とともにネット海賊版が増加しているのに対応して、著作権法第 92 条の公衆送信権侵害規定も非親告罪とする。これにより法執行者は自ら権利侵害事件の捜査を行い、権利者の訴追は必要なくなり、デジタル環境における著作権侵害行為を有効的に食い止めることが期待される。
  - （二）重大ではない侵害行為が国家権力による訴追を受ける懸念を軽減すると同時に、権利者の市場における利益を維持するために、非親告罪適用の利用形態をすべての著作物のオリジナル利用（例えば、利用許諾を受けずに音楽、小説又は映画等のすべての内容をインターネットにアップロードする）に限定し、且つ侵害対象は著作財産権者が有償提供する著作物とし、権利者の受けた損害が 100 万新台幣ドル以上であることをそのハードルとする。
  - （三）また非親告罪のハードルに達していない著作権侵害行為についてはなお親告罪の適用があり、知的財産局は「あわよくば」という気持ちで違法行為を行わないよう呼びかけている。
- 三、衛星放送用及びケーブル放送用信号の配信業者の合法的な権益を保護するため、違法視聴行為によって業者の経済投資が回収できないこと、また合法視聴者が違法視聴者の支払っていない費用を分担するという不公平な状況がもたらされることに対して、違法視聴行為を食い止めるように、暗号化された番組の衛星放送用信号に関する民事、刑事責任及びケーブル

放送用信号に関する民事責任規定を新設する。(改正条文第 104 条ノ 1 乃至第 104 条ノ 4)  
四. 改正案施行時期を規定する。(改正条文第 117 条)

(一) 前述のコピーガード措置保護規定及び衛星放送用及びケーブル放送用の暗号化された番組伝送信号保護条文の改正によって、著作権の保護や関連産業の発展が促されるため、立法院での最終審議通過、総統による公布の後に施行するものとする。

(二) 非親告罪の範囲の調整は社会に対する影響が大きいため、今後わが国の TPP 参加スケジュールに合わせて、立法院の最終審議通過後に、行政院が改正条文の施行日を指定する。

著作権保護期間を 70 年に延長する部分については、現行法制では 50 年であり TPP とはなおも格差があるが、TPP 締結国の一部は著作権保護期間を 70 年に延長するにあたり 2~8 年の過渡期を勝ち取っている。著作権期間延長はわが国文化産業に対する影響と適応に関わるものであり、また今後 TPP 交渉過程においてこの議題について過渡期を勝ち取り、関連の法改正に合わせる必要があることも考慮して、この議題を今回の改正案に盛り込むことは見送った。(2016 年 8 月)

### J160808Y3

#### 04 三立電視の番組伝送信号を無断で受信、ホテル業者への賠償命令判決が確定

三立電視股份有限公司 (Sanlih E-Television Inc.、以下「三立公司」) は六福開發股份有限公司 (The Leofoo Development Co., Ltd.、以下「六福公司」) の傘下にある六福皇宮飯店 (The Westin Taipei) が利用許諾を受けずに無断で番組「新台湾加油」を放送し、三立公司の著作権を侵害したとして提訴した。先日、最高裁判所は知的財産裁判所の見解を維持し、六福公司に対してテレビ番組伝送信号を提供した百年國際科技有限公司 (Centennial International Tech. Ltd.、以下「百年公司」)、海山豐國際開發股份有限公司 (以下「海山豐公司」) と連帯で賠償金 20 万新台湾ドルを三立公司へ支払うほか、新聞に謝罪広告を掲載するよう命じ、六福公司敗訴の判決が確定した。

知的財産裁判所の二審判決によると、「新台湾加油」は三立公司のテレビニュースチャンネル「三立新聞台」が制作した番組で、三立公司が著作権を有している。元来六福公司是三立電視の代理店である九太科技股份有限公司 (Jeou Tai Technology Co., Ltd) と契約していたため、「新台湾加油」を公開放送することができた。しかしながら 2010 年 11 月 30 日に契約が満了となった後、六福公司是契約を更新せず、百年公司を通じて番組伝送信号を取得し、海山豐公司在回線を敷設し、機器を提供して、さらに海山豐公司与百年公司から IPTV 方式 (ネットインフラと IP (Internet Protocol) ネットワークを通じて利用者に提供するサービス) で番組伝送信号を六福皇宮飯店の機械室に送り、さらに客室 288 室へと送って、六福皇宮飯店の宿泊客が視聴できるようにした。三立公司是それぞれ 2012 年 6 月 15 日、2013 年 1 月 14 日、同年 1 月 15 日に六福皇宮客房で該番組を録画し、六福公司等が三立公司の公開放送権と公衆送信権を侵害しているとして提訴した。

また知的財産裁判所は二審判決で、本件は IPTV の方法で番組「新台湾加油」を客室に伝送して宿泊客の視聴に提供しているが、六福皇宮の宿泊客が管理された範囲において単方向で即時に該番組を受信できるだけなので、公開放送に該当し、六福公司等が侵害したのは三立公司の公衆送信権ではなく公開放送権であるとしている。

さらに、六福公司等が番組「新台湾加油」について利用許諾を受けないと放送できないことを明らかに知りながら、正当な取引経路で利用許諾を得ることなく、三立公司の著作権を侵害した。その侵害期間が 2012 年 6 月 15 日から 2013 年 3 月 31 日までの合計 290 日間であり、短くはない。さらに九太公司による単一チャンネルの見積額が 1 日 1 部屋当たり 3 新台湾ドルであること、「新台湾加油」がチャンネル全体の放送に占める割合、六福皇宮の客室数が合計 288 室であること等の一切の状況を斟酌し、六福公司等に連帯で三立電視に対して賠償金 20 万新台湾ドルを支払うとともに、新聞に謝罪広告を掲載するよう命じる判決を下した。(2016 年 8 月)

J160809Y6

J160808Y6

## 05 民事訴訟事件の電子ファイリング（オンライン提訴）システムが正式に始動

「司法院オンライン提訴及び書状伝送作業プラットフォーム」の「民事訴訟事件の電子ファイリング（オンライン提訴）システム」（原文「民事訴訟事件電子訴訟（線上起訴）システム」）が2016年8月8日正式に始動し、高等裁判所、知的財産裁判所、地方裁判所に提出する民事訴訟手続書状の伝送サービスを提供する。

司法院のニュースリリースによると、2013年の時点で世界185の経済国/地域のうち19の国/地域で電子ファイリングを使用することが認められており、そのうち12の国/地域がOECD加盟国で、アジアでは韓国、シンガポール、マレーシアが電子ファイリングの使用を認めている。台湾もそれに追いつこうと、2015年には知的財産行政訴訟と税務行政事件のオンライン提訴サービスを次々と始動させている。

オンライン提訴は司法院の電子裁判所（E-Court）計画全体において最も重要な部分である。2016年8月8日からは全国民が「民事訴訟事件の電子ファイリング（オンライン起訴）システム」プラットフォームで訴訟を提起し、書状の提出や上訴を行うことができ、その効力は裁判所に直接書状を提出するのと同じである。当事者は自然人デジタル身分証明ICカード

（Citizen Digital Certificate IC card）で書状提出のためのIDとパスワードを取得でき、弁護士は司法院に対して申請を提出しなければならない。一度取得すれば、それ以降いつでもどこでもこのIDとパスワードを使って書状の授受ができる。相手方の当事者と弁護士は上記ルートを利用してIDとパスワードを取得した後、裁判所にオンライン提訴事件の開通を申請し、オンラインで書状の授受ができるようになる。（2016年8月）

J160829Y8

J160828Y8

J160829Z8

J160828Z8

## 06 經濟部訪米で協力覚書4件の調印に成功、台米産業協力を拡大

經濟部工業局によると、先日工業局長が率いる「台米産業協力及び商機訪問団（The Taiwan-USA Industrial Cooperation Mission）」が訪米し、この表敬訪問を通じて米国のABSG Consulting Inc.、Keystone、Principle Power、Energid Technologies、Entrepreneurs Roundtable Accelerator（ERA）、Economic Development Partnership of North Carolina（EDPNC）等との協力覚書4項目の調印を促した。これにより洋上風力発電、精密機械の航空宇宙応用、イノベーションの産業化、半導体等の分野における台湾の企業や研究機関を米国の先進的な製造技術や革新力に直接結びつけて、台湾企業の米国における提携戦略に新たな原動力を注ぎ込む。

その中で、ABSG Consulting Inc.、Keystone及びPrinciple Powerとは台湾の中国鋼鉄股份有限公司（China Steel Corporation）、財団法人中国驗船中心（CR Classification Society）、台湾風力発電産業協会（Taiwan Wind Turbine Industry Association、略称TWTIA）及び經濟部台米産業提携推進オフィス（Taiwan-USA Industrial Cooperation Promotion Office、略称TUSA）等が共同で協力覚書に調印し、洋上風力発電技術に関する協力関係を強化していく。

今回の訪問団はマイクロン（Micron）に対して台湾でDRAM産業へ投資するよう促した。台湾の企業/研究機関と十分に戦略的提携を結んでIC統合力を高め、先進的半導体製造工程の導入を促すことで、世界市場における製品の競争力を高めることができる。さらに3Mにも台湾での研究開発への投資を拡大するよう促した。今年3Mはトライザクト（Trizact）™のパッドコンディショナー技術への投資を拡大し、先進的なCMP工程を導入するとともに、台湾の企業や学術研究機関とトライザクト™表面材料の摩耗測定、材料研究及び分析並びにウエハ表面テストに関する共同研究を行っていく。これにより台湾による次世代半導体産業の10ナノ以下製造工程への参入を早期化できるだろう。

また工業局によると、米Energid社はハイエンド多軸型産業用ロボットアームの制御ソフトウェア技術を有し、NASAの協力企業でもあるという。訪問団は台湾の徳大機械公司（Deta International Co., Ltd.）及び工業技術研究院（ITRI）智慧機械科技中心（Intelligent Machinery Technology Center）とEnergid社との協力覚書調印を促した。これにより台米精密機械産業の実質的な双方向の提携を推進することになる。

さらに同訪問団は ERA と経済部台米産業提携推進オフィスによる台米イノベーション産業パートナーシップに関する協力覚書の調印も促した。これにより台湾とシリコンバレーの革新力を結び付け、台米イノベーション産業プラットフォームを構築することを推進していく。(2016年8月)

J160805Y9

J160804Y9

## 07 行政院が薬事法改正案を可決、薬品特許リンケージ制度確立を新設

2016年8月4日行政院會議は衛生福利部（Ministry of Health and Welfare）が提出していた「薬事法」一部条文改正案を可決した。同改正案は立法院へ送られ審議される。

衛生福利部によると、「薬事法」改正は「台米間の貿易・投資枠組み協定」（略称 TIFA）交渉及び今後参加を目指す「環太平洋戦略的経済連携協定（略称 TPP）」第 18 章の知的財産保護規定に合わせたものであり、さらに台湾製薬業の発展方向に鑑みて、医薬品データのための保護規定を強化するとともに薬品特許リンケージ制度を構築するものである。

今回の薬事法の改正の重点は以下のとおり。

- 一. 新成分新薬のデータ保護期間規定を改正するとともに、専利法第 60 条において特許権の効力は（薬事法に定める）医薬品の登録及び販売許可（承認）又は海外での医薬品販売許可（承認）より前の範囲には及ばないと規定されているのに合わせて、重複規定を回避するため、「製薬会社の研究、教学又は試験は新薬特許権の効力が及ばない」との規定を削除する。（改正条文第 40 条ノ 2）
- 二. 新適応症新薬のデータ保護規定を新設。（改正条文第 40 条ノ 3）
- 三. 新薬に係る特許情報の申告及び掲載：「第 4 章ノ 1 西洋薬の特許リンケージ」を新設し、特許リンケージ制度の確立に合わせて、新薬の医薬品許可証所有者は法で定められた期間に物質、組成物又は処方及び医薬用途等の発明特許情報を申告しなければならない。医薬用途の発明の場合は、特許証書番号以外に、明確に請求項の番号も示さなければならない。特許情報に変更又は削除があるときも同じである。またいかなる者も掲載された特許情報が法定要件を満たさない、又は誤りがあると認めるときは、理由を説明し証拠を添付して中央衛生主務機関に通知することができ、該機関はその理由と証拠を新薬の医薬品許可証所有者に渡して（それらの状況を調べさせ）該機関へ応答させる。（第 4 章ノ 1、改正条文第 48 条ノ 3 乃至第 48 条ノ 8）
- 四. 後発医薬品の医薬品許可証申請案件はすでに許可（承認）されている新薬の特許状況について声明を提出しなければならない。新薬の特許情報がすでに公開されているとき、販売を許可された後発医薬品に特許権侵害争議が発生し患者の医薬品使用に影響が出るリスクを低減するため、後発医薬品の医薬品許可証申請者は、該特許情報又は該新薬のすでに掲載されているすべての特許権を声明して、医薬品の特許権侵害の可能性を予め明らかにしなければならないと規定する。特許権侵害の疑いがない後発医薬品の医薬品許可証申請案件については、中央衛生主務機関が審査を完了した後、該医薬品許可証を発給する。（改正条文第 48 条ノ 9 乃至第 48 条ノ 11）
- 五. （新薬の）医薬品に特許侵害の疑いがある通知及び後発医薬品の医薬品許可証発給を据え置く手続き：後発医薬品の医薬品許可証申請者が（新薬の）すでに掲載されている特許権を取り消すべきものである、又は該特許権を侵害していないと主張するときは、新薬の医薬品許可証所有者、特許権者及び専用実施権者に通知して、先ずは当事者が特許の有効性又は権利侵害に係る疑いを明らかにできるようにし、中央衛生主務機関は後発医薬品の医薬品許可証出願案件の審査を継続することができるが、15 ヶ月以内は特定状況を除き、後発医薬品許可証の発給を据え置く。（改正条文第 48 条ノ 12 乃至第 48 条ノ 15）
- 六. （新薬の）特許の有効性に疑いがある、又は権利を侵害していない後発薬の独占販売期間：製薬会社による研究開発や特許侵害回避（デザイン・アラウンド）を奨励するために、先ずは（新薬の）特許の有効性に疑いがある、又は権利を侵害していない後発薬の医薬品許可証申請案件については、医薬品許可証が発給された後、12 ヶ月の独占販売期間を取得すると規定する。（改正条文第 48 条ノ 16 乃至第 48 条ノ 18）
- 七. 新成分新薬以外の新薬に係る特別規定、経過規定及び関連法制定の権限付与：新成分以外の新薬は性質が特殊であるため、その医薬品許可証申請及び医薬品特許掲載には新薬の医薬

品許可証申請の規定を適用すべきだが、それらの新薬がすでに発売を許可された新成分新薬の特許権に関わる可能性もある。この医薬品発売前に特許侵害の疑いを明らかにする立法精神に基づき、新成分新薬以外の新薬も後発医薬品の医薬品許可証の声明等手続きを準用することを定めているほか、今回の改正条文施行前に医薬品許可証をすでに取得した新薬について特許情報申告の期限に係る規定、及び今回改正条文の関連法制定に係る権限付与規定を定めている。(改正条文第 48 条ノ 20 乃至第 48 条ノ 22)

- 八、製薬業界の市場取引の秩序を維持し、製薬会社間又はそれと医薬品特許権者、専用実施権者との間で不公正又は競争制限の協議が行われることを避けるため、本章の関連規定の協議に関わる時の中央衛生主務機関に通報する義務と違反の罰則を明らかに定めている。(改正条文第 48 条ノ 19 及び第 92 条ノ 1)
- 九、今回改正に関わる特許リンケージ制度関連規定については、実務作業において十分な準備と対応が必要であり、行政院がその施行日を定めると規定している。(改正条文第 106 条)  
(2016 年 8 月)

## 台湾知的財産権関連判決例

### 01 実用新案権関連

#### ■ 判決分類：実用新案権

#### I 実用新案の出願権不存在確認訴訟の提起における法律上の利益

#### II 判決内容の要約

最高裁判所民事判決

【裁判番号】104 年度台上字第 1355 号

【裁判期日】2015 年 7 月 22 日

【裁判事由】実用新案の出願権不存在確認の請求

上訴人 銓揚工業股份有限公司

被上訴人 ドイツ・班徳器具公司 (Bendel Werkzeuge Inhaber Frank Bendel)

前記当事者間に関わる実用新案の出願権不存在確認請求の件について、上訴人が 2014 年 10 月 23 日付知的財産裁判所第二審判決 (103 年度民專上字第 11 号) に不服のため、上訴を提起した。当裁判所は以下の通り判決を下す。

主文

上訴を棄却する。

第三審の訴訟費用は上訴人が負担する。

#### 一 事実要約

王文苑が 2008 年 11 月 27 日に創作者として係争実用新案の創作を雙廷公司に譲渡し、雙廷公司 が 2009 年 1 月 5 日に經濟部知的財産局 (以下智財局と称す) に実用新案登録出願した後、智財局が同年 11 月 21 日に登録許可を公告したので、存続期間が同日より 2019 年 1 月 4 日までとなっている。その後雙廷公司が 2009 年 7 月 23 日に係争実用新案権を一加一公司に譲渡し、一加一公司がまた 2012 年 5 月 15 日に係争実用新案権を班徳公司に譲渡した。係争ドイツ実用新案の実用新案権は係争実用新案を国際優先権の基礎案件とし、一加一公司が 2009 年 10 月 12 日にドイツに実用新案登録出願したものであり、登録日は 3 月 18 日で、公開日は 2010 年 4 月 22 日である。一加一公司がその後、2012 年 3 月 26 日に係争ドイツ実用新案の実用新案権を班徳公司に譲渡したが、上訴人が王文苑は係争実用新案の創作者ではなく、実用新案登録出願権を有しないと主張した。

#### 二 両方当事者の請求内容

(一) 上訴人の主張：原判決を破棄する。訴訟費用は被上訴人が負担する。

(二) 被告の主張：上訴人の訴えを棄却する。訴訟費用は上訴人が負担する。

### 三 本件の争点

(一) 本件の争点：上訴人には本件訴訟において確認利益があるか否か。

(二) 双方当事人の主張：

1. 上訴人の請求：王文苑及びその引受人一加一公司是係争実用新案について出願権不存在である等事情について確認する判決を求める。

2. 被上訴人の請求：訴外人王文苑は係争実用新案の創作者であり、他人の創作を剽窃していない。上訴人は係争実用新案の創作者または出願権者ではないので、係争実用新案が許可されたときの利害関係者ではなく、即ち確認判決を受ける法律上の利益を有しないと抗弁した。

### 四 判決理由の要約

確認の訴えは、原告が即時に確認判決を受ける法律上の利益を有するのでなければ、提起することができないと民事訴訟法第 247 条に明文で規定されている。いわゆる即時に確認判決を受ける法律上の利益は、法律関係の存否が不明確なため、原告の私法上の地位が侵害されるおそれがあり、そのおそれが被告に対する確認判決によって除去される場合に言える。又、当事者は民事訴訟手続において実用新案出願権存否確認請求の訴えを提起したが、これは実用新案出願権の帰属に関わるだけで、ほかのこととは関わりがなく、当事者の当該実用新案出願権利の存否に限り、実用新案の主務機関に当該実用新案を出願することができるか否かについて影響するので、それで始めて実用新案出願権存否確認の訴えの判決を受ける法律上の利益を有すると認められる。本件の上訴人はその係争実用新案の創作者またはその他係争実用新案出願権を有する権利者であると主張していないので、本件確認の訴えを提起し、王文苑及びその引受人は係争実用新案の出願権が存在しない等事情について確認するよう請求したことは、確認判決を受ける法律上の利益を有すると認め難いものである。原判決では上訴人敗訴と判決し、理由は確かに異なっているが、結論は一致しているので維持すべきであり、原判決は不当だと指摘し、破棄を請求したことには理由がない。

2015 年 7 月 22 日

最高裁判所民事第一法廷

裁判長裁判官 劉福來

裁判官 邱瑞祥

裁判官 詹文馨

裁判官 鍾任賜

裁判官 李文賢

### 五 関連法条

民事訴訟法

第 247 条

法律関係の確認の訴えは、原告が即時に確認判決を受ける法律上の利益を有するのでなければ、提起することができない。証書の真否の確認または法律関係の基礎である事実の存否の訴えもまた同じである。

前項の法律関係の基礎である事実の存否を確認する訴えは、原告が他の訴訟を提起することができないときに限る。

前項の場合に、同一の訴訟手続を利用して他の訴訟を提起することができる時、裁判長は明確にしなければならない。原告はこれによって訴えの変更または追加をしたとき、第 255 条第 1 項前段の制限を受けない。

第 481 条

本章に別段の定めがあるものを除き、前章の規定は第三審手続に準用する。

## 02 商標権関連

### ■ 判決分類：商標権

#### I 中国ネットショッピングを誤信 女性がネットで模倣品を再販売し、訴えられる

##### ■ ハイライト

基隆市の姜という女性が中国阿里巴巴ネットショップにおいて、70 台湾ドルの代価で真正品だと表示されている著名なレモンカップボトル 2 点を購入した後、使いにくいとして、未開封の新品を 299 台湾ドルで再販売した。しかし当該ブランドの台湾代理店の従業員がネットで発見して、当該商品を購入したところ、模倣品であることが判明したので、姜という女性に対し告訴を提起した。裁判官は、被告人が購入時にサイトに真正品であると表示されていて、且つ吊札及びライセンス証紙が付属しているものを提出したことから、真正品であると誤信して販売したのであり、模倣する悪意はなかったと認定し、無罪判決を言い渡した。

#### II 判決内容要約

台湾基隆地方裁判所刑事判決

【裁判番号】104 年度智易字第 3 号

【裁判期日】2015 年 8 月 27 日

【裁判事由】商標法違反

公訴人 台湾基隆地方裁判所檢察署檢察官

被告人 姜惠君

前記被告人は商標法案件違反として、檢察官に公訴を提起された（103 年度偵字第 4663 号）。本裁判所より以下のように判決を下す：

主文

姜惠君は無罪とする。

#### 一 事実及び理由

1. 公訴趣旨は下記の通りである。：被告人姜惠君は、附表の「citruszinger」商標及び図が、周基祥が經濟部知的財産局に出願し、水筒等商品に指定使用した商標権を取得したことを知りながら、また阿里巴巴サイトから、1 点あたり 14.5 人民元【約 70 台湾ドル】で購入したレモンカップボトル（以下「係争ボトル」という）が、商標権者の同意または許諾を得ずに前記登録商標を使用した模倣品であることを知りながら、商標模倣品を販売する犯意に基づき、2014 年 6 月から、基隆市○○区○○街 000 巷 00 号 2F の 1 自宅において、インターネットの PChome 商店街を通して、売り手「198 巷的秘密」として、699 台湾ドルの 58%割引、即ち 1 点 299 台湾ドルの価格で、前記模倣商標商品の販売情報を掲載し、不特定の買い手の購入のため提供した。その後鑫倉会社の従業員がインターネットで発見して、同年 9 月 30 日に係争ボトル 1 点を購入し、鑑定後模倣品であると確認したため、警察当局に移送して摘発したので、被告人は商標法第 97 条の販売を意図して商標模倣品を陳列する罪を犯した疑いがある。
2. 商標法第 97 条規定は、他人の商標権を侵害する商品であることを「明らかに知りながら」、販売、又は販売の意図をもって所持、陳列、輸出又は輸入をすることがその構成要件である。よって、行為者が客観的に商標模倣品を販売、販売を意図して持有、陳列、輸出または輸入した行為の外に、その販売、販売を意図して持有、陳列、輸出または輸入したものが他人商標を侵害する商品であり、主観的に「明らかに知りながら」（直接故意）であった場合、始めて犯罪を構成する。また所謂「明らかに知りながら」とは、行為者が犯罪を構成する事実について（本件では即ち他人の商標を模倣する商品を販売した事実）、明らかに知りながら、且つ発生の意図があったことをいう。もし行為者が犯罪を構成する事実について、主観的に、予見のみで、消極的に犯罪事実の発生を放任したり、または容認し（即ち間接的故意）もしくは過失があるのみであった場合は、本罪で規定する処罰対象ではない（最高裁判所 91 年度台上字第 2680 号判決を参照）。

3. 押収された係争ボトル 1 点は、確かに添付の「citruszinger」商標図案が印刷されており、吊札にはライセンス証紙がなく、且つ鑫倉会社が代理して販売した当該商標製品には韓国語の吊札がなく、確かに模倣品であることは、証人王紹祖が本裁判所の審理時に証言したことからも明確で、且つ模倣品侵害の鑑定報告がファイルにあり参考できる。「citruszinger」商標が印刷された係争ボトルは、告訴人周基祥、布萊德艾創新会社が許諾を経て製造した商品ではないが、これにより被告人に主観的に商標権侵害品であることを知りながら、故意に販売した直接的故意があるとは認定できない。
4. 本件「citruszinger」商標は 2013 年 12 月 16 日に始めて公告を経て商標権を取得し、鑫倉の従業員が 2014 年 9 月 30 日に購入して摘発した時から、当該商標の台湾での登録公告日まで、1 年未満の期間のみで、当該商標は国際的に著名な製品ではなく、長年にわたり全世界の市場において広く販売されており、各種類の広告マスコミにも見られたり、当然業者及び一般的な消費者によく知られている著名商標ではないので、被告人が必ず「citruszinger」が他人の登録を経て公告して商標権を享有する商標であることを知っているとは限らず、且つ「citruszinger」商標商品が真正品であるかを弁別できる能力が必要で、商標真偽の鑑定作業に一定の知識及び専門的な訓練があって始めて行うことができ、人々が容易に弁別できるというわけでもない。更に被告人が阿里巴巴サイトから購入した「citruszinger」レモンカップボトルの数は 2 点であり、当該商品を販売した数は 1 点のみで、不合理な価格で大量に仕入れたものではないので、当然真正品との価格の差で被告人は係争ボトルが模倣品であることを知っていたと推論することもできない。
5. 従って、本件被告人は主観的に「citruszinger」が他人が享有している商標権の商標であることを知らず、その販売、公開陳列、販売した係争ボトルが模倣品であることも知らなかったため、当然商標権を侵害する直接的故意はなく、被告人を商標法違反の罪として処罰することができない。法により被告人に無罪判決を言い渡すべきである。

2015 年 8 月 27 日  
刑事第五庭裁判官 周震蘭

Attorneys-at-Law

**TIPL**  
Attorneys-at-Law  
Since 1965

台灣國際專利法律事務所

事務所:  
台湾10409台北市南京東路二段125号  
偉成大樓7階  
Tel: 886-2-2507-2811 • Fax: 886-2-2508-3711  
E-mail: [tiplo@tiplo.com.tw](mailto:tiplo@tiplo.com.tw)  
Website: [www.tiplo.com.tw](http://www.tiplo.com.tw)

東京連絡所:  
東京都新宿区新宿2-13-11  
ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号  
Tel: 81-3-3354-3033 • Fax: 81-3-3354-3010

記事提供：TIPL Attorneys-at-Law 台湾國際專利法律事務所  
© 2016 TIPL, All Rights Reserved.